

令和6年4月からの注意点について

和歌山県介護サービス指導室

令和3年度介護報酬改定により新たに定められた事項について、経過措置により令和6年3月31日までは努力義務



令和6年4月1日からは経過措置となっていた事項について**義務化**
⇒**運営指導での指摘事項**となるため、今一度、事業所で注意徹底を！

(1) 感染症対策の強化

(2) 業務継続に向けた取組の強化

(3) 虐待の防止のための取組

感染症や災害への対応力強化、人権擁護、虐待防止の観点から訪問介護事業所では**令和6年4月から上記3項目への対応が義務化**

(1) 感染症対策の強化

→ 感染症の予防及びまん延防止を目的として、下記事項の実施が義務化

①概ね6月に1回以上の感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催

- ・委員会は感染対策の知識を有する者を含む**幅広い職種**で構成することが望ましい
- ・専任の感染対策を担当するもの(**感染対策担当者**)を決めておく
- ・他の会議体を設置している場合、**一体的に設置・運営**することも差し支えない

②従業者への委員会開催結果の周知

③感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

④年1回以上の感染症の予防及びまん延防止のための訓練・研修の実施

- ・新規採用時にも研修を実施することが望ましい
- ・研修の実施内容については、記録を残すこと
- ・訓練では事業所内での役割分担の確認や、感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施するものとする。
- ・訓練の実施は、机上及び実地の双方を組み合わせることが望ましい。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

→ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に提供又は早期に業務再開を図るために下記事項の実施が義務化される。

① 業務継続計画(以下「BCP」)の策定及びBCPに基づく措置の実施
※感染症と災害に係る計画の策定が必要

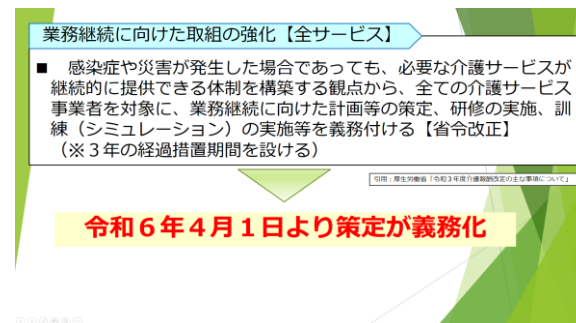
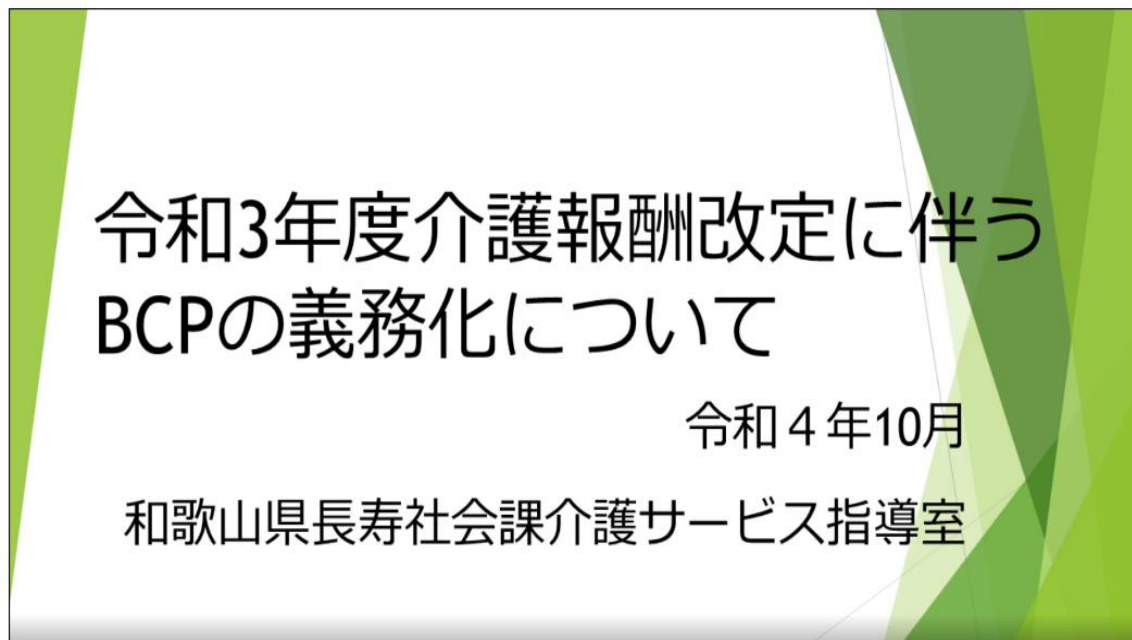
② 従業者へのBCPの周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上)

③ 定期的なBCPの見直し、必要に応じた変更

→ ・BCPを策定するだけでなく、BCPが機能するよう**訓練、見直し**が必要
・訓練では、**机上及び実地の双方を組み合わせ**て実施することが望ましい。

※参考

第1部 令和3年度介護報酬改定に伴うBCPの義務化について



和歌山県ホームページ「きのくに介護deネット」の中に、令和4年度に紀陽銀行と合同で実施した「介護事業者向けBCPオンラインセミナー」の動画を掲載していますので、併せて確認ください。

掲載場所:「きのくに介護deネット」→「災害関係情報」→「共通1 事業継続計画(BCP)について」

(3) 虐待の防止のための取り組み

→ 虐待の発生又は再発防止を目的として、下記事項の実施が義務化

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)の定期的な開催

- ・虐待防止検討委員会は管理者を含む幅広い職種で構成
- ・他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない
- ・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

② 従業者への委員会開催結果の周知

③ 虐待防止のための指針の整備

④年1回以上の虐待防止のための研修を実施

- ・新規採用時には必ず研修を実施すること
- ・研修の実施内容については、記録を残しておくこと

⑤前述の①～④を適切に実施するための専任の担当者を設置

- ・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。

※R6.4.1からは運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載することが義務化されます。

※(参考)財務状況の公表について

→ 令和6年度から収益や費用などの具体的な財務状況を**会計年度ごとに都道府県へ報告**することが義務化。

※財務状況の報告内容や方法などの詳細については、現在未定。

県からのお願い

- ①令和6年4月からの義務化事項について、経過措置期間内でのご対応をよろしくお願いいたします。
- ②令和6年4月からの義務化事項を事業所で施行したことにより運営規定に変更があった場合は、**変更届を提出**してください。